

## 秋田市日常生活用具給付等事業実施要綱

〔平成18年9月29日  
秋田市福祉保健部長決裁〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第6号の規定に基づき実施する秋田市日常生活用具給付等事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 事業は、在宅の障がい児および障がい者に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）の給付又は貸与（以下「給付等」という。）をすることにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「障がい者」とは、法第4条第1項に規定する障害者をいう。

2 この要綱において「障がい児」とは、法第4条第2項に規定する障害児をいう。

3 この要綱において「保護者」とは、法第4条第3項に規定する保護者をいう。

(給付等用具)

第4条 給付等の対象となる用具は、法第77条第1項第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具（平成18年厚生労働省告示第529号）の規定に基づき、別表の「品目」欄に掲げる用具とする。

2 既に給付を受けている用具（点字図書、ストーマ装具（消化器系）、ストーマ装具（尿路系）および紙おむつ等を除く。）と同一の用具の再交付については、前回の給付の日から別表の「耐用年数」欄に規定する期間

(視覚障害者用ポータブルレコーダーにあっては、既に盲人用テープレコーダーの給付を受けている場合は、その給付の日から2年)を経過していない場合は、原則として行わないものとする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。

- 3 前項の再交付は、同項に規定する期間を経過した後においても、修理不能の場合、再交付の方が部品の交換よりも真に合理的かつ効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器により障がい者の用具の使用効果が向上する場合に限り、行うものとする。

(給付等の対象者)

第5条 用具の給付等の対象者は、市内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当するもの(用具の貸与の場合は、第1号に該当する者であって、市町村民税世帯非課税者(用具の給付等の対象者および当該対象者と同一の世帯に属する者が用具の給付等を受けようとする月の属する年度(用具の給付等を受けようとする月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。))である場合における当該対象者をいう。以下同じ。)とする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第83号)第15条第4項の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表の「対象者」欄に該当している者
- (2) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知の別紙)に基づく療育手帳の交付を受けている者のうち、別表の「対象者」欄に該当している者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けて

いる者のうち、別表の「対象者」欄に該当している者

(4) 障害者総合支援法第4条第1項に定める「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの」および児童福祉法第4条第2項で定める「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童」（以下「難病患者等」という。）のうち、別表の「対象者」欄に該当している者

2 前項の規定にかかわらず、前項各号に定める者が次の各号のいずれかに該当するときは給付等の対象者とししないものとする。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第12項に規定する福祉用具貸与又は同法第8条の2第12項に規定する介護予防福祉用具貸与が行われる場合

(2) 介護保険法第44条の規定により、居宅介護福祉用具購入費が支給される場合

(3) 介護保険法第45条の規定により、居宅介護住宅改修費が支給される場合

3 給付等の対象者が介護保険法による保険給付を受けることが可能な障がい者であって、同法に基づく要介護認定および要支援認定の申請をしていない場合は、原則として当該申請を行わせるものとする。

（用具の給付等の申請）

第6条 市長は、用具の給付等（居宅生活動作補助用具の給付にあつては、当該給付に伴う小規模な住宅の改修を含む。以下同じ。）を受けようとするその対象者又は対象者を扶養する者（以下「対象者等」という。）から日常生活用具給付（貸与）申請書（様式第1号）（居宅生活動作補助用具の給付にあつては、住宅改修費給付申請書（様式第2号））および同意書（様式第3号）を提出させるものとする。この場合において、対象者等が市町村民税世帯非課税者であるときは、世帯状況・収入等申告書（様式第4号）を併せて提出させるものとする。

- 2 市長は、用具の給付（居宅生活動作補助用具の給付を除く。）を受けようとする対象者等には、給付を受けようとする用具の見積書およびカタログ又はこれに類する書類を前項の規定により提出する書類に添付させるものとする。この場合において、用具の給付（紙おむつ等の給付に限る。）を受けようとする対象者が身体障がい児であるときは、紙おむつ支給意見書（様式第5号）を併せて添付させるものとする。
- 3 市長は、用具の給付等（居宅生活動作補助用具に限る。）の給付を受けようとする対象者等には、工事図面、改修見積書および工事前の写真を第1項の規定により提出する書類に添付させるものとする。
- 4 市長は、福祉電話の貸与を受けようとする対象者等には、誓約書（様式第6号）および当該貸与を受けようとする対象者等が借家人の場合にあっては家主の同意書（様式第7号）を第1項の規定により提出する書類に添付させるものとする。
- 5 市長は、対象者が難病患者等であるときは、特定疾患医療受給者証又は医師の診断書（様式第8号）を第1項の規定により提出する書類に添付させるものとする。

（用具給付等の申請の取下げ）

第7条 市長は、対象者等が用具の給付等の申請を取り下げるときは、日常生活用具給付（貸与）申請取下届（様式第9号）を提出させるものとする。

（給付等の要否決定等）

第8条 市長は、第6条の規定による用具の給付等の申請があったときは、当該申請に係る障がい者の身体状況、経済状況、家庭環境、住宅環境等を実地に調査し、速やかに調査書（様式第10号又は様式第11号）を作成して、用具の給付等の要否の決定を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による調査の結果、給付等の決定をしたときは、用具の給付等の申請をした対象者等に対して地域生活支援事業日常生活用具給付決定通知書（様式第12号）および地域生活支援事業日常生活用具給付券（様式第13号）もしくは住宅改修費給付決定通知書（様式第14号）および住宅改修費給付券（様式第15号）又は地域生活支援事業日常

生活用具貸与決定通知書(様式第16号)を、市長と契約を交わした用具(居宅生活動作補助用具を除く。)の取扱登録事業者(以下「登録事業者」という。)に対して地域生活支援事業日常生活用具給付委託通知書(様式第17号)を、当該対象者等から居宅生活動作補助用具の給付の依頼を受けた事業者(以下「住宅改修事業者」という。)に対して住宅改修費給付委託通知書(様式第18号)を交付するものとし、給付等の決定をしなかったときは、当該対象者等に対して却下通知書(様式第19号)を交付するものとする。

- 3 用具のうち、ストーマ装具(消化器系)、ストーマ装具(尿路系)および紙おむつ等に係る給付の決定は、6か月分を限度とする。
- 4 第2項の規定により用具の給付等の決定を受けた対象者等(以下「受給者」という。)は、当該用具の給付等(福祉電話の貸与を除く。)に要する費用の一部を直接事業者を支払わなければならない。
- 5 用具の給付等の決定の効力を有する期間は、当該給付等の決定をした日の属する年度の末日(福祉電話の貸与にあつては、受給者が身体障害者更生援護施設等への入所その他の事情により、当該福祉電話の貸与を必要としなくなる日)までとする。
- 6 点字図書の給付については、「点字図書給付事業実施要綱」(別紙1)に定めるところによるものとする。
- 7 居宅生活動作補助用具の給付については、「住宅改修費給付事業実施要綱」(別紙2)に定めるところによるものとする。
- 8 用具の給付等を決定した場合には、受給者に対して本制度の趣旨、用具の給付等の条件等を十分説明するものとする。
- 9 市長は、受給者が登録事業者又は住宅改修事業者から用具の引渡し(居宅生活動作補助用具にあつては、住宅の改修の完了を含む。以下同じ。)を受けたときには、その検収(確認)を行うとともに、給付後又は貸与の期間中においてもその適正な使用および管理について、家庭訪問等により指導の万全を期するものとする。
- 10 用具の給付等の要否決定の基準は、法第76条の例による。  
(給付等に係る費用)

第9条 用具の給付等（点字図書の給付を除く。）に通常必要な費用（以下「給付等基準額」という。）は、別表のとおりとする。

2 市長は、受給者が用具の給付等を受けたときは、事業者に対して当該用具の給付等に係る費用の全部又は一部を支払うものとする。

3 前項の規定により支払う額（以下「公費負担額」という。）は、給付等基準額（その額が現に当該用具の購入に要する費用の額を超えるときは、当該用具の購入に要する費用の額とする。）の100分の90に相当する額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。

4 点字図書に係る公費負担額は、当該点字図書の購入に係る費用から社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会に属する点字図書給付対象出版施設が発行する当該点字図書に係る点字図書発行証明書に記載された一般図書購入価格相当として適当と認められる受給者が負担すべき額を控除して得た額とする。

5 市長は、災害その他特別な事情により、受給者が自ら負担すべき額（給付等基準額から公費負担額を控除した額をいう。以下同じ。）を支払うことが困難であると認めたときは、給付等基準額の100分の90に相当する額を超え100分の100以下の範囲内において市長が定める割合に相当する額を負担することができる。この場合におけるその手続および市長が定める割合については、秋田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年秋田市規則第15号）の例による。

（費用の請求）

第10条 受給者は、登録事業者又は住宅改修事業者に地域生活支援事業日常生活用具給付券又は住宅改修費給付券を提出し、用具の引渡しを受けるとともに、受給者が自ら負担すべき額および当該用具の引渡しに要する運搬費等の実費を当該事業者を支払わなければならない。

2 登録事業者又は住宅改修事業者が公費負担額を請求する場合には、必要な事項を記入した地域生活支援事業日常生活用具給付券又は住宅改修費給付券を請求書に添付することとする。

3 市長は、登録事業者又は住宅改修事業者から公費負担額の適法な請求

を受けた日から30日以内にその額を支払うものとする。

(負担上限月額)

第11条 同一の月における受給者が自ら負担すべき額（第9条第5項の規定により市長が定める割合に相当する額を負担するときは、その額を公費負担額として給付等基準額から控除した額）は、その合計額が次の各号に掲げる受給者の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合にあっては、当該各号に定める額とする。

(1) 次号および第3号に掲げる者以外の者 37,200円

(2) 市町村民税世帯非課税者 零

(3) 被保護者等（受給者および受給者と同一の世帯に属する者が、用具の給付等の申請のあった月において被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者である場合における当該受給者をいう。） 零

(用具の管理)

第12条 用具の給付等の実施に当たっては、受給者に次の条件を付するものとする。

(1) 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用してはならない。なお、目的に反したときは、当該給付に要した費用の一部を返還させることがあるものとする。

(2) 福祉電話の貸与を受けた者は、次の条件を遵守しなければならない。

ア 福祉電話の貸与を受けた者又はこれを扶養する者（以下「借受人」

という。)は、当該福祉電話を貸与の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

イ 借受人は、福祉電話を破損し、又は亡失したときは、直ちに市長にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。

ウ 借受人は、福祉電話を使用する者の住所が変更になるときは、速やかに市長に福祉電話移転届出書（様式第20号）を提出しなければならない。

エ 借受人は、福祉電話を使用する者が、当該福祉電話を必要としなくなったとき又は当該福祉電話の貸与の目的に反したときは、速やかに市長に日常生活用具返還申請書（様式第21号）を提出し、返還しなければならない。

オ 市長は、借受人が、福祉電話を必要としなくなったとき又はアからエまでに違反したと認めるときは、その返還を求めることができる。

（登録事業者の登録）

第13条 登録事業者の登録（以下「登録」という。）は、登録を受けようとする事業者からの日常生活用具給付委託契約締結申請書（様式第22号）および次に掲げる事項を記載した書類の提出を受けて、市長が行うものとする。

- (1) 事業者の定款および登記事項証明書
- (2) 印鑑証明
- (3) 事業所（事業者の事業所をいう。以下同じ。）の平面図
- (4) 事業所の管理者の氏名、経歴および住所
- (5) 会社の概要（名称、所在地、代表者名、代表者（担当者）経歴書、役員氏名、会社の経歴・沿革、営業開始年月日、資本金、従業員数、営業内容、販売計画、年間売上高、支店・営業所、業界加盟団体、主な取引先、主な納入先、取引銀行、秋田市以外の契約状況および営業方針）
- (6) 取扱品目のカタログ
- (7) 日常生活用具取扱種目（様式第23号）



(8) その他参考となる書類（敷地、建物、車両、機械設備の概要、代理店契約証明書など）

(9) 契約者が営業所長などの場合は、代表者の委任状

(10) その他登録に関し必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による申請が適当と認められないときは、登録をしないことができる。

（登録期間）

第14条 登録の期間は、前条第1項の規定により登録を受けた日から同日の属する年度の末日までとする。

（登録の更新）

第15条 登録の期間満了1か月前までに市長もしくは登録事業者から何らの意思表示が行われなときは、登録の期間満了の日の翌日において向こう1か年間登録を更新したものとみなす。

（登録の取消し）

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録事業者に係る登録を取り消すことができる。

(1) 公費負担額の請求に不正があったとき。

(2) 不正の手段により登録を受けたとき。

(3) 登録事業者もしくは受給者又はこれらの者であったものが、次条第1項の規定により報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示を求められてこれに応じず、もしくは虚偽の報告をし、同項の規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき。

（報告等）

第17条 市長は、用具の給付等に関して必要があると認めるときには、登録事業者もしくは住宅改修事業者もしくは受給者又はこれらの者であった者に対し、報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、用具の販売を行う事業所もしくは施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う場合においては、当該職員は、その

身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(不正利得の徴収等)

第18条 市長は、受給者又は登録事業者もしくは住宅改修事業者が、偽りその他の不正の手段によって用具の給付等又は公費負担額の支払を受けたとき、用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、もしくは担保に供したとき、又は関係法令等の規定に違反したときは、当該用具の給付等に係る公費負担額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(秘密保持等)

第19条 登録事業者および住宅改修事業者ならびにこれらの従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た受給者の秘密を漏らしてはならない。登録事業者もしくは住宅改修事業者又はこれらの従業者でなくなった後においても、同様とする。

2 登録事業者および住宅改修事業者は、従業者が、正当な理由がなくその業務上知り得た受給者の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(登録事業者の変更の届出)

第20条 登録事業者が第13条第1項各号に掲げる事項を変更する場合は、変更届出書(様式第24号)により、市長に届出するものとする。

(登録事業者の廃止等の届出)

第21条 登録事業者が事業を廃止し、休止し、もしくは再開したときは、10日以内に、その旨を廃止・休止・再開届出書(様式第25号)により、市長に届出するものとする。

(給付等台帳の整備)

第22条 市長は、用具の給付等の状況を明確にするための「日常生活用具給付・貸与台帳」および「住宅改修費給付台帳」を整備するものとする。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 秋田市重度障害児・者日常生活用具給付等事業実施要綱

(2) 秋田市重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱

(3) 住宅改修費給付事業実施要綱（児）

(4) 住宅改修費給付事業実施要綱（者）

(5) 点字図書給付事業実施要綱（児）

(6) 点字図書給付事業実施要綱（者）

(施行期日)

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月13日から施行し、改正後の秋田市日常生活用具給付等事業実施要綱第11条の規定は、同年4月以降の受給者が自ら負担すべき額について適用する。

附 則

この要綱は、平成23年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に給付等の申請があり、施行日以後に給付等の決定をするときの用具の名称については、改正後の要綱の規定による用具の名称として取り扱うものとする。

3 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により締結済みの日常生活用具委託契約は、改正後の要綱の規定により締結される日常生活用具給付委託契約とみなす。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

## 別紙1（第8条関係）

### 点字図書給付事業実施要綱

#### （目的）

第1条 視覚障害者にとって重要な情報入手手段である点字図書は、一般図書に比較して高額であるため、点字図書による情報の入手が著しく妨げられているので、点字図書を給付することにより、点字図書による情報の入手を容易にし、その福祉の増進に資することを目的とする。

#### （実施主体）

第2条 事業の実施主体は、秋田市とする。

#### （給付対象者）

第3条 主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者とする。

#### （給付対象の点字図書）

第4条 月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書とする。

#### （給付の限度）

第5条 給付対象者1人につき、点字図書で年間6タイトル、又は、24巻を限度とする。

（ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。）

#### （点字図書を給付することができる出版施設）

第6条 社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会に属する「点字図書給付対象出版施設」とする。（以下「出版施設」という。）

#### （給付の実施）

第7条 市長は給付を受けようとする者（これを現に扶養している者を含む。）の申請に基づき、その申請者が給付対象者として適格であるか確認し、該当者を「点字図書給付台帳」（以下「給付台帳」という。）に登録のうえ、実施するものとする。

2 申請者は、出版施設に電話等で、給付を希望する点字図書の「点字図書発行証明書」（以下「証明書」という。）の発送を依頼し、その証明書を添えて市長に点字図書の給付を申請する。

3 市長は申請者・出版施設等の事項を確認のうえ、給付台帳に必要事項を記載し、証明書に証明印を押印し、申請者に交付する。

4 申請者は、証明書に自己負担額（一般図書の購入価格相当額）を添えて、出版施設に申し込み、点字図書の給付を受ける。

5 市長は出版施設からの請求に基づき、給付台帳と確認のうえ公費負担分（点字図書価格から自己負担額を控除した額）を出版施設に支払うものとする。

（自己負担）

第8条 点字図書の給付を受けた者、又は、これを扶養する者は、「秋田市重度身体障害者日常生活用具給付等実施要綱」の規定にかかわらず、証明書に記載されている自己負担額を、出版施設に申し込み時に支払うものとする。

（実施上の留意事項）

第9条 市長は、申請に基づき管内の給付対象者を把握するとともに、必要事項を登録台帳に記載し、台帳を整備するものとする。

2 市長は、郵送による給付申請の受付等、給付を受けようとする視覚障害者の利便を考慮して実施するものとする。

3 市長は、事業実施に際して給付の対象となる視覚障がい者に対して、事業内容を十分に周知し、事業が円滑に実施されるように努めるものとする。

## 別紙 2（第 8 条関係）

### 住宅改修費給付事業実施要綱

#### （目的）

第 1 条 日常生活を営むのに著しく支障のある重度身体障がい者が、居住する住宅の段差解消など住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費および改修工事費（以下「住宅改修費」という。）を給付することにより地域における自立の支援を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

#### （実施主体）

第 2 条 本事業の実施主体は、秋田市とする。

#### （給付対象者）

第 3 条 下肢、体幹もしくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する 3 級以上の身体障がい児および身体障がい者（ただし、特殊便器への取替えについては上肢障害 2 級以上の者。）又は下肢もしくは体幹機能に障がいのある難病患者等で、学齡児以上の者に限る。

#### （住宅改修費の範囲）

第 4 条 住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費および改修工事費とする。

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑り防止および移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修又は居宅生活動作等を円滑にするために特に必要となる住宅改修

(住宅改修費の給付要件)

第5条 当該住宅改修が給付対象者が現に居住する住宅について行われるもの（借家の場合は家主の承諾を必要とする。）であり、かつ身体の状態、住宅の状況等を勘案して実施主体が必要と認める場合に給付するものとする。

(給付の限度)

第6条 住宅改修費の給付は原則1回とする。なお、限度額については別に定めるところによる。

(実施上の留意事項)

第7条 市長は、事業実施に際して給付の対象となる身体障がい者に対して、事業内容を十分に周知し、事業が円滑に実施されるよう努めるものとする。



別表（第4条および第5条関係）

(1) 給付

品目	性能等	対象者	耐用年数	給付等基準額
特殊寝台 (介護優先)	腕、脚等の訓練できる器具を附帯し、原則として使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	下肢又は体幹機能の障がい2級以上の者。 寝たきりの状態にある難病患者等。	8年	154,000円
特殊マット (介護優先)	褥瘡 <sup>そくそう</sup> の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	下肢又は体幹機能の障がい1級の身体障がい者で常時介護を要する者に限る。 下肢又は体幹機能の障がい2級以上の身体障がい児で原則として3歳以上の者に限る。 療育手帳Aの知的障がい児および知的障がい者で原則として3歳以上の者に限る。 寝たきりの状態にある難病患者等で、原則として3歳以上の者に限る。	5年	19,600円
特殊尿器 (介護優先)	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの	下肢又は体幹機能の障がい1級の身体障がい者で常時介護を要する者に限る。 下肢又は体幹機能の障がいの身体障がい児で原則として学齢児以上の者に限る。 自力で排尿できない難病患者等で、原則として学齢児以上の者に限る。	5年	67,000円
入浴担架	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	下肢又は体幹機能の障がい2級以上の身体障がい児および身体障がい者（入浴に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。）で原則として3歳以上の者に限る。	5年	82,400円
体位変換器 (介護優先)	介助者が障がい者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	下肢又は体幹機能の障がい2級以上の身体障がい児および身体障がい者（下着の交換等に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。）で原則として学齢児以上の者に限る。 寝たきりの状態にある難病患者等で、原則として学齢児以上の者に限る。	5年	15,000円
移動用リフト (介護優先)	介助者が障がい者を移動させるに当たって容易に使用し得るもの（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。）	下肢又は体幹機能の障がい2級以上の身体障がい児および身体障がい者であって、原則として3歳以上の者に限る。 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等で、原則として3歳以上の者に限る。	4年	159,000円

訓練いす	原則として附属のテーブルを付けるもの	下肢又は体幹機能の障がい2級以上の身体障がい児で原則として3歳以上の者に限る。	5年	33,100円
訓練用ベッド	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	下肢又は体幹機能の障がい2級以上の身体障がい児で原則として学齢児以上の者に限る。 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等で、原則として学齢児以上の者に限る。	8年	159,200円
入浴補助用具 (介護優先)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助できるもので、障がい者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	下肢又は体幹機能の障がいを有する身体障がい児および身体障がい者であって、入浴に介助を必要とする者。原則として3歳以上の者に限る。 入浴に介助を必要とする難病患者等で、原則として3歳以上の者に限る。	8年	90,000円
便器 (介護優先)	手すり付きのもので障がい者が容易に使用し得るもの（取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	下肢又は体幹機能の障がい2級以上の身体障がい児および身体障がい者で、原則として学齢児以上の者に限る。 常時介護を必要とする難病患者等で、原則として学齢児以上の者に限る。	8年	4,450円
歩行用補助つえ	十分な強度を有するT字状又は棒状のもの（松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチおよび多点杖を除く。）	肢体不自由又は内部障害を有する身体障がい児および身体障がい者	3年	木製
				2,310円
				軽金属
				3,150円
歩行支援用具 (介護優先)	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 (1)障がい者の身体機能の状態を十分踏まえたもので必要な強度および安定性を有するもの (2)転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。	平衡機能、下肢又は体幹機能に障がいを有し、家庭内の移動等において介助を必要とする身体障がい児および身体障がい者。原則として3歳以上の者に限る。 下肢が不自由な難病患者等で、原則として3歳以上の者に限る。	8年	60,000円
頭部保護帽	ヘルメット型で転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの	肢体不自由者等でてんかんの発作等により頻繁に転倒する身体障がい児および身体障がい者ならびに精神障害者保健福祉手帳1級の精神障がい者 療育手帳Aの知的障がい児および知的障がい者	3年	知的障がい児および知的障がい者
				12,160円
				身体障がい児および身体障がい者又は精神障がい児および精神障がい者 スポンジ・革製

		既製品は、当該基準額の80%の額とする。		15,656円
				身体障がい児および身体障がい者又は精神障がい児および精神障がい者 スポンジ・革・プラスチック製 37,852円
特殊便器 (介護優先)	足踏ペダルで温水温風を出すことができるものおよび介護者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	上肢障害2級以上の身体障がい児および身体障がい者ならびに療育手帳Aの知的障がい児および知的障がい者で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者(身体障がい児は原則として学齢児以上の者に限る。)上肢機能に障害のある難病患者等で、原則として学齢児以上の者に限る。	8年	151,200円
火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	火災発生の感知および避難が著しく困難な身体障害者手帳2級以上、療育手帳Aおよび精神障害者保健福祉手帳1級の障がい者であって、持ち家を原則とし、当該障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するものに限る。	8年	15,500円
自動消火器	室内温度の異常な上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	火災発生の感知および避難が著しく困難な身体障害者手帳2級以上、療育手帳Aおよび精神障害者保健福祉手帳1級の障がい者であって、持ち家を原則とし、当該障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するものに限る。 火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等であって、持ち家を原則とし、難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯。	8年	28,700円
電磁調理器	障がい者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の身体障がい者であって、当該障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するものに限る。 療育手帳Aの知的障がい者	6年	41,000円
歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の身体障がい児および身体障がい者であって、原則として学齢児以上の者に限る。	10年	7,000円
聴覚障害者用 屋内信号装置	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの(サウンドマスター、聴覚障害者用目覚まし時計および聴覚障害者用屋内信号灯を含む。)	聴覚障害2級以上の身体障がい者であって、当該障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者で、日常生活上必要と認められるもの	5年	聴覚障害者用屋内信号装置 87,400円 サウンドマスター 36,100円 目覚まし時計 15,300円 聴覚障害者用屋内信号灯

				17,800円
透析液加温器	透析液を加温し、一定の温度に保つもの	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う身体障がい者又は腎臓機能障害3級以上で原則として3歳以上の身体障がい児	5年	51,500円
ネブライザー	障がい者が容易に使用し得るもの	呼吸器機能障害3級以上の者又は医師の意見書により呼吸器機能障害3級以上と同程度であると認められる者であって、必要と認められる身体障がい児および身体障がい者（原則として学齢児以上の者に限る。） 呼吸器機能に障害のある難病患者等で、原則として学齢児以上の者に限る。	5年	36,000円
電気式たん吸引器	障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの	呼吸器機能障害3級以上の者又は医師の意見書により呼吸器機能障害3級以上と同程度であると認められる者であって、必要と認められる身体障がい児および身体障がい者（原則として学齢児以上の者に限る。） 呼吸器機能に障害のある難病患者等で、原則として学齢児以上の者に限る。	5年	56,400円
足踏み式たん吸引器	障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの	呼吸器機能障害3級以上の者又は医師の意見書により呼吸器機能障害3級以上と同程度であると認められる者であって、必要と認められる身体障がい児および身体障がい者（原則として学齢児以上の者に限る。） 呼吸器機能に障害のある難病患者等で、原則として学齢児以上の者に限る。	5年	30,000円
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。	人工呼吸器の装着が必要な呼吸器機能障害3級以上の者又は人工呼吸器の装着が必要な難病患者等。	5年	157,500円
酸素ボンベ運搬車	障がい者が容易に使用し得るもの	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障がい者	10年	17,000円
盲人用体温計（音声式）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の身体障がい者（盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。）、単身の身体障がい児および学齢児以上の身体障がい児	5年	9,000円
盲人用体重計	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の身体障がい者（盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯	5年	18,000円

		に属する者に限る。)		
携帯用会話補助装置	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの	音声機能もしくは言語機能に障がいを有する者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障がいを有する原則として学齢児以上の身体障がい児および身体障がい者	5年	98,800円
情報・通信支援用具	パソコンを操作する際にその障がいがあるために必要となる当該周辺機器およびアプリケーションソフト等のうち、障がい者向けに開発されたもの	上肢又は視覚の障がい2級以上の身体障がい児および身体障がい者であって、パソコンの使用により社会参加が認められ、当該用具を使用しなければパソコンの操作が困難な者(社会状況等を勘案し、必要と認められる者に限る。)	6年	100,000円
点字ディスプレイ	文字等のコンピューター画面情報を点字等により示すことができるもの	視覚障がい者(原則として視覚障害2級以上の重度身体障がい者に限る。)で必要と認められる者	6年	383,500円
点字器(標準型)	32マス18行の両面書のもの	視覚障がい児および視覚障がい者	7年	真鍮板製 10,712円
				プラスチック製 6,798円
点字器(携帯用)	32マス4行片面書のもの	視覚障がい児および視覚障がい者	5年	アルミニウム製 7,416円
	32マス12行の片面書のもの	視覚障がい児および視覚障がい者	5年	プラスチック製 1,699円
点字タイプライター	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の身体障がい児および身体障がい者(本人が就労もしくは就学をしている者又は就労が見込まれる者に限る。)	5年	63,100円
視覚障害者用ポータブルレコーダー	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、D A I S Y方式による録音および当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの ②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、D A I S Y方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の身体障がい児および身体障がい者(原則として学齢児以上の者に限る。)	6年	録音再生機 85,000円
				再生専用機 35,000円
視覚障害者用活字文書読上装置	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み	視覚障害2級以上の身体障がい児および身体障がい者(原則として学齢児以上の者に限る。)	10年	99,800円

	取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの			
視覚障害者用拡大読書器	画像入力装置を読みたい印刷物等の上に置くことで、容易に拡大された文字、画像等をモニターに映し出せるもの	視覚障害を有する身体障がい児および身体障がい者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者（原則として学齢児以上の者。）	8年	198,000円
盲人用時計	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の身体障がい者 音声時計にあつては、原則として手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者に限る。	10年	触読式 10,300円
				音声式 13,300円
聴覚障害者用通信装置	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器で、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの	聴覚障害を有する身体障がい児および身体障がい者又は発声もしくは発語に著しい障がいをもつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者（原則として学齢児以上の者に限る。）	5年	71,000円
聴覚障害者用情報受信装置	字幕および手話通訳付きの聴覚障害者用番組ならびにテレビ番組に字幕および手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの	聴覚障がい児および聴覚障がい者であつて、当該装置によりテレビの視聴が可能となる者	6年	88,900円
人工喉頭（笛式）	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	音声機能障害を有する身体障がい児および身体障がい者	4年	5,150円
人工喉頭（電動式）	顎下部等に当てた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの（電池および充電器を含む。）	音声機能障害を有する身体障がい児および身体障がい者であつて、無喉頭の者	5年	72,203円
点字図書	点字により作成された図書のうち、月刊又は週刊で発行される雑誌を除くもの（年間6タイトル24巻を限度とし、辞書等一括で購入すべきものを除く。）	主に、情報の入手を点字によつてい る視覚障がい児および視覚障がい者	無し	—

ストーマ装具 (消化器系)	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋であって、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの(1箇所当たりの皮膚保護剤および袋を皮膚に密着させるものを含む月額とする。)	直腸機能障害を有する者であって腸管ストーマを造設した身体障がい児および身体障がい者	1月	8,858円
ストーマ装具 (尿路系)	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付であって、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの(1箇所当たりの皮膚保護剤および袋を皮膚に密着させるものを含む。)	ぼうこう機能障害を有する者であって尿路変向ストーマを造設した身体障がい児および身体障がい者	1月	11,639円
紙おむつ等	紙おむつ、脱脂綿、サラン、ガーゼおよび洗腸装具	以下のいずれかの要件を満たす者で3歳以上の身体障がい児および身体障がい者 1 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の著しいびらん又はストーマの変形によりストーマ用装具を装着できない者 2 先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者 3 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者 4 脳原性運動機能障害(出生から概ね3歳未満で発症した非進行性の脳病変による。)により排尿又は排便の意思表示が困難な者(自力での排せつ又は介助による定時排せつが困難な者に限る。)	1月	12,000円
収尿器 (男性用)	採尿器とストーマ装具(尿路系)で構成され、尿の逆流防止装置がついたもので、ラテックス製又はゴム製のもの	肢体不自由等で <sup>せき</sup> 脊髄損傷等により排尿機能障害(特に常時失禁のある場合等に限る。)のある身体障がい児および身体障がい者	1年	普通型 7,931円
				簡易型 5,871円
収尿器 (女性用)	耐久性ゴム製採尿袋を有するもの(普通型)又はポリエチレン製(20枚1組)の採尿袋導尿ゴム管	肢体不自由等で <sup>せき</sup> 脊髄損傷等により排尿機能障害(特に常時失禁のある場合等に限る。)のある身体障がい児および身体障がい者	1年	普通型 8,755円
				簡易型

	付きのもの（簡易型）			6,077円
居宅生活動作補助用具（介護優先）	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	下肢もしくは体幹機能の障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する学齢児以上で障害等級3級以上の身体障がい児および身体障がい者（特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者で学齢児以上のものに限る。） 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等で、学齢児以上の者に限る。	—	200,000円

備考1 乳幼児期以前（出生からおおむね3歳未満）の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、この表の上肢、下肢又は体幹機能の障がいに準じて取り扱うものとする。

備考2 次の各号に掲げる日常生活用具の給付を受けたときは、この表の額に当該各号に定める額を加算する。

- (1) 夜光材付きつえ 430円
- (2) 全面夜光材付きつえ 1,260円
- (3) 外装に白色又は黄色ラッカーを使用したつえ 273円
- (4) 気管カニューレ付き人工喉（こう）頭（笛式） 3,193円

## (2)貸与

種目	性能等	対象者	給付等基準額
福祉電話	障がい者が容易に使用し得るもの	難聴者又は外出が困難な原則として2級以上の身体障がい者であって、コミュニケーション、緊急連絡時の手段として必要性があると認められる者およびファクシミリの貸与を受けていない者（障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	—